

4. **ダイレクトマーケティングの中止について**

当行はお客様から申出をいただいたときは、遅滞なくダイレクトマーケティングを中止いたします。

(1) 中止できるもの

当行からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付、電話等による金融商品・サービスに関する各種ご提案

(2) 中止できないもの

満期案内等への同封物や書類余白への印刷等

(3) 中止のための手続き

本支店窓口にて当行所定の手続きをおとりください。